

○沖縄県立看護大学教員の定年に関する規程

(平成11年12月20日)

[沿革] 平成15年7月30日 改正
平成16年1月21日 改正
平成19年4月25日 改正
平成20年2月6日 改正
平成24年6月20日 改正
平成27年3月18日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第2項の規定に基づき、本学の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の定年)

第2条 教授、准教授及び講師の定年は、満65歳とする。

第3条 助教及び助手の定年は、満60歳とする。

(退職の時期)

第4条 教授、准教授、講師、助教及び助手は定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

附 則

この規程は、平成11年12月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月30日）

この規程は、平成15年7月30日から施行する。

附 則（平成16年1月21日）

この規程は、平成16年1月21日から施行する。

附 則（平成19年4月25日）

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に学長の職にある者が教授を兼ねる場合の定年及び退職の時期は、第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成20年2月6日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日）

1 この規程は、平成24年6月20日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に学長の職にある者が教授を兼ねる場合の定年及び退職の時期は、第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月18日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、現に学長の職にある者が教授を兼ねる場合の定年及び退職の時期は、第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。